第 18

三朝町公民館

設置管

理

条例

を

次

のよう

1

定

め

る

t

0

提出

坂

퍼丁

出

雅



決





第二設十 0 成 祭

Þ 公氏 ず以る下 名を置くことができる を置くことができる なことができる なことができる ぬするこ ため 町 مع 学

各 館に分 or, \$ _

輧 ĦŢ 压 干 殭 名

長は公に 1種事業の企画運営その 類が職員の給与に関す 類により各地区公民年 類により各地区公民年 類により各地区公民年 でにより各地区公民年 でにより各地区公民年 でにより各地区公民年 でにより各地区公民年

行い所属

包

けを費水冷事

5、看守人は館長のメン、公民館職員は他の公子公民館職員は他の公子公民館職員は他の公子公民館職員は他の公子、「審議会委員の定数は」

|朝町公民館設置管理条例へ昭和二十八年三朝町条例源千四号)は廃止するの条例は公布の日からを行する|| 1 の条例の施行に関し必要な事項は規則でこれを定める